

荒尾市 学校規模適正化 後期計画素案 作成しました

(平成 24 年度～平成 29 年度)

●学校規模適正化の目的

適切な集団規模の中でたくさんの意見に触れ、お互いに刺激し合いながら切磋琢磨し、活力ある学校づくり、また、より豊かな心を持ったたくましい児童生徒の育成を目指すことです。

●学校規模適正化の基本的な考え

◆適正な学校規模

適正な学校規模は、12 学級から 24 学級（小学校は 18 学級）までとし、当市の地理的条件、歴史などから考えて、次の 2 点を基本として学校統合を進めていきます。

- ①複式学級は作らない
- ②児童生徒数 100 人以下の学校は作らない

◆適正な通学区域の設定

現在の学区を分断しないことと、各中学校には複数小学校から通学することとします。

◆統合に係る問題点への対応

遠距離通学や通学時の安全確保への対応、児童生徒の交流や PTA 活動などの地域活動への配慮など、統合に伴う課題に十分対処し、皆様のご理解を得られるよう最善の努力をします。

【前期計画の取り組み】

実施年度	実施内容
平成 19 年	荒尾第四小学校と緑ヶ丘小学校の統合 中央小学校の通学区の変更 (向陽台、大東、新大和を緑ヶ丘小校区へ変更)
平成 20 年	荒尾第五中学校の分離統合 (荒尾第一中学校と荒尾第三中学校に分離) 中央小学校の通学区の変更 (東屋形二丁目を荒尾第一小校区へ変更)
平成 22 年	荒尾第一中学校と荒尾第二中学校の統合 (校名「荒尾海陽中学校」)
平成 23 年	荒尾第二小学校と荒尾第三小学校の統合 (校名「万田小学校」)
平成 26 年 (予定)	荒尾第三中学校の通学区の変更 ※中央小学校の卒業生は、これまで荒尾海陽中学校に進学していましたが、平成 26 年度から順次、荒尾第三中学校へ進学します。なお、平成 24 年度・25 年度にかけて荒尾第三中学校の校舎を増改築します。

市では、平成 18 年 5 月に作成した「荒尾市学校規模適正化基本計画」に基づき、平成 18 年度～平成 23 年度を前期計画、平成 24 年度～平成 29 年度を後期計画とし、子どもたちの教育環境の充実に向けて学校統合に取り組んでいます。

このたび、後期計画素案を作成しましたのでお知らせします。今後、この後期計画素案で統合の対象となっている地域では、保護者や地域の皆さんに説明会を開催していきます。

開催日時など詳しいことについては、改めてお知らせします。

☎教育振興課学校規模適正化推進室
☎ 63-1653

●後期計画素案

◆荒尾第四中学校の分離統合

小学校 6 校、中学校 2 校が適当であるとの答申に基づいて、基本計画では荒尾第四中学校の分離統合を検討するとしていましたが、平成 29 年度以降も市内の中学校の位置的バランスを考慮し、3 校体制とします。

◆府本小学校と八幡小学校の統合

府本小学校は小規模化が進行し、児童数が継続して 100 人以下になることが見込まれるため、八幡小学校との統合を進めます。

- ・統合する学校 府本小学校と八幡小学校
- ・統合の時期 平成 28 年 4 月 1 日
- ・統合校の位置 八幡小学校

◆有明小学校と清里小学校と桜山小学校の統合

有明小学校と清里小学校は小規模化が進行しています。特に清里小学校は児童数が 100 人以下になることが懸念されていますが、後期計画期間中に継続して 100 人を切ることはないため、今後の児童数の推移を見守りながら統合の時期を検討します。

◆平井小学校と緑ヶ丘小学校の統合

平井小学校は小規模校になっていますが、今後しばらくは児童数が 120 人前後で推移する見込みです。後期計画期間中に統合は実施しませんが、今後も児童数の推移を見守りながら統合の時期を検討します。

●後期計画終了後について

有明小学校と清里小学校と桜山小学校、平井小学校と緑ヶ丘小学校については、今後も児童生徒数の減少が考えられることから、方針に基づいた次の再編計画を作成し、推進していきます。

また、今後、小中学校の校舎、体育館などの老朽化で改修や建て替えが必要になることから、この点も併せて検討していきます。

荒尾市男女 共同参画計画 施策の実績を 報告します (平成 23 年度総評)

「荒尾市男女共同参画計画」とは、女性にとっても男性にとっても生きやすい社会を作る男女共同参画社会の実現のための、本市での基本的な計画です。

下の表は、「荒尾市男女共同参画計画」に基づいて平成 23 年度に行った施策の報告です。

男女共同参画は、幅広い分野の施策において関わりをもつテーマです。そのため、本市のあらゆる分野の施策を男女共同参画の視点でとらえ、横断的で総合的な取り組みを行ってきました。

詳しくは、市ホームページをご覧ください。

評価	A 計画どおり達成
	B ほぼ計画どおり達成
	C 計画に及ばなかった

☎人権啓発課男女共同参画推進室
☎ 63-1139

基本理念	基本目標	目標	施策の方向	評価
「女と男」がともにいきいき輝くまち	「女と男」がともに生きる社会への意識づくり	性別による固定的な役割分担意識の是正	男女平等の意識啓発活動の推進	A
		あらゆる学習の場での男女共同参画の意識づくり	資料の収集、調査、研究などの充実、情報の提供 男女共同参画の視点に立った社会制度・慣行の見直し 学校などでの男女平等教育の充実 家庭・地域・職場での男女平等教育・学習の推進 男女平等意識を形成する生涯学習の充実	A A B A A
	「女と男」の人権がともに尊重される社会づくり	男女が持つ個性と能力の尊重	個性と能力の尊重と多様な生き方が尊重されるまちづくり 広報・表現活動での人権への配慮	A B
		生涯を通じた健康づくりの支援	生涯を通じた健康管理・保持増進のための健康教育・相談体制の充実 生涯を通じた性と生殖に関する啓発の推進	B B
		女性に対するあらゆる暴力の根絶	あらゆる暴力の根絶に向けての啓発活動の推進 配偶者などからの暴力被害者への相談体制とカウンセリングなどの充実 関係機関との連携による被害者に対する救済と自立支援策の推進	A A B
	あらゆる分野での「女と男」がともに参画するまちづくり	就業・雇用の分野での男女の共同参画の促進	雇用の場での男女の均等な機会と均等処遇の実現 職業能力開発と能力発揮への支援	A A
		農林水産業での男女共同参画の推進	女性の能力が発揮できる環境づくりと条件整備 活力ある農林水産業の実現に向けた男女共同参画の推進	C B
		職業生活と家庭・地域生活の両立支援	仕事と家庭の両立支援と働き方の見直し 継続して働ける就業条件の整備と育児・介護サービスの充実 多様なライフスタイルに応じた子育て支援の充実	A A A
		家庭生活と地域社会への男女共同参画	家事・育児・介護や地域活動への男性の参画促進 ひとり親家庭に対する支援の促進 高齢者・障がい者が地域で安心して暮らせる条件の整備	A A B
	男女共同参画推進のための体制の整備・充実	活力あるまちづくりへの共同参画	男女共同参画のまちづくりに向けた市民の主体的活動への支援 高齢者の社会参加の促進	A B
政策・方針決定の場への女性の参画の拡大		各種審議会など委員への女性の登用の拡大 女性職員の能力開発と管理職への登用の推進 各種団体などと事業所などでの方針決定過程への女性の参画促進	C C B	
市の推進体制の充実		総合的な推進体制の整備と施策の推進 「荒尾市男女が共に生きる社会づくり推進条例」を広く周知するための広報活動 男女共同参画の視点に立った市職員の意識啓発の推進	A A B	
国際的活動の場への共同参画の促進		国際交流の機会の拡大と市民交流への支援	B	